



# 中央区立久松小学校いじめ防止基本方針

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

### 1 中央区立久松小学校いじめ防止基本方針策定の目的

いじめ問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、とりわけ学校においては、いじめ問題に適切に対処し、児童が安心して学校生活を送ることができるようにすることが重要である。

中央区立久松小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」と言う）は、学校におけるいじめ問題を克服し、児童の尊厳を保持する目的の下、東京都教育委員会（以下「都」と言う）、中央区教育委員会（以下「区」と言う）や学校、家庭、地域、関係機関（子ども家庭支援センター、児童相談所、医療機関、警察等をいう。以下同じ）が相互に連携し、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という）第12条、東京都いじめ防止対策推進条例（以下「条例」という）、中央区いじめ防止基本方針（以下「区基本方針」と言う）等に基づき、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめの早期対応を言う。以下同じ。）の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

### 2 いじめの定義

この学校基本方針において「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを言う。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ア 言葉によるもの：冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- イ 集団によるもの：仲間はずれ、集団による無視をされる
- ウ 暴力によるもの：ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- エ 金品に関するもの：金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- オ 強制によるもの：嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- カ ITに関するもの：パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童の心に長く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童は、いじめを行ってはならない。

### 4 いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題は、どの学校でも、どの児童にも起こりうるとの認識に立ち、教育委員会や学校、家庭、地域、関係機関と相互に連携し、いじめを生まない学校づくりなど未然防止への取組を進めるとともに、いじめを察知した場合には、早期発見・早期対応を基本とした取組を講じ、機動性・即時性をもって解決に努めることが重要である。

また、教育委員会や学校、家庭、地域、関係機関はその役割を認識し、いじめの問題に適切に対応していくことが大切である。

なお、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、安易に解消を判断することがないように期間の目安を設けず、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童については、日常的に注意深く観察し、いじめの解消は教育委員会、学校の共通認識のもとに判断する。

### (1) 学校の方針

ア 児童が安全に安心して学校生活を送れるよう、学校全体で、いじめを生まない学校づくりを目指す。

イ あらゆる教育活動を通じ、人権教育と道徳教育を充実させながら、児童の思いやりの心と自尊感情を育てるとともに、他者との円滑にコミュニケーションを図る能力を育成する。

ウ 児童が主体となっていじめを生まない学校づくりを進める意識を育むとともに、自治的・自律的な活動を推進し、いじめの防止等に向けた主体的な取組が実践できるよう指導・支援する。

エ いじめは、どの児童、どの学級、どの学校にも起こりうるとの認識に立ち、教職員一人一人の意識と指導力を高め、組織的に対応する。

また、いじめの防止等に向け、家庭や地域、関係機関と連携し、情報を共有しながら指導に当たる。

オ 教育相談や個別の面談、児童の定期的なアンケート調査の実施など、児童の一人一人の実態把握に組織的に取り組むとともに、いじめを受けた児童が安心して学校生活を送れるよう、その安全を確保し、周囲の児童が勇気をもっていじめに関する情報を発信できる体制を構築する。

### (2) 保護者の役割

子どもの教育についての第一義的な責任は家庭にある。保護者は、いじめの防止等に対して次の役割を担う。

ア どの児童も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを認識し、いじめに加担しないよう指導に努めるとともに、日頃からいじめの被害などの悩みがあった場合には、周囲の大人に相談するよう働きかける。

イ 児童へのいじめを防止するため、学校や地域などでは大人同士の情報交換に努めるとともに、いじめを発見したとき、又はいじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関に相談又は通報をする。

ウ 児童に正しい生活習慣を身に付けさせるとともに、児童と一緒に過ごす時間を大切にし、その悩みを聞くなど十分な会話に努める。

エ 他人を思いやる優しい心や社会生活のルール・マナーを守ることの大切さを教えるとともに、人とのつながりや生命・自然の大切さを考えさせる機会をもつ。

### (3) 地域の役割

いじめの防止等は、教育委員会、学校、家庭だけではなく、地域の力を結集し、地域全体で次の役割を担う。

ア 登下校の見守りや学校運営にできる限り協力し、児童が安全に安心して過ごすことができる環境づくりに努める。

イ 児童の成長や生活に関心をもち、積極的に声をかけ、児童が多くの人に見守られていることを実感できるようにする。

ウ いじめの兆候が感じられるときは、児童に対して注意するとともに、関係する学校や家庭、関係機関に積極的に情報提供し、連携していじめの防止等に取り組む。

#### (4) 関係機関の役割

いじめの問題には、様々な要因が絡み合い、学校だけの困難なものもある。関係機関は、次の役割を認識し、学校及び教育委員会との適切な相談・連携体制を構築していく。

ア 関係機関は、平素から相互理解と情報共有を深め、児童が安心して過ごすことができる環境づくりに努める。

イ 関係機関は、それぞれの専門性を最大限に発揮し、教育委員会及び学校と積極的に連携体制の構築を図りながら、いじめ問題の防止等に取り組む。

## 第2 学校基本方針の具体的な内容（学校における取組）

### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第13条の規定に基づき、基本方針を参酌し、学校の実情に応じた「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を策定する。

学校は、学校基本方針にいじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめの早期対応の3つの段階に応じたいじめの防止等の取組を計画的かつ具体的に明示するとともに、策定した学校基本方針を学校ホームページなどで公開する。

### 2 学校基本方針の具体的な内容

学校は、次の事項に留意して学校基本方針を策定するとともに、いじめを生まない学校づくりを教育課程に位置付け、具体的な取組を行う。

#### (1) いじめの未然防止

ア 児童一人一人に実感をもたせたわかる授業を実践するとともに、お互いを認めたり、多様な考え方・感じ方があることに気付かせたりする活動（小集団活動等）を取り入れる等、学級経営の充実を図る。また、ふれあいタイムや地域別児童会等の縦割り班活動の充実、異学年交流の充実を通して思いやりの心を育む。

イ 全ての教育活動を通して、生活指導等の全体計画に基づき、意図的かつ計画的に人権教育を推進し、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度の育成を図る。（生活指導全体計画・人権教育全体計画の作成と活用）

ウ 障害のある児童、海外から帰国した児童、外国人の児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童、大規模災害等により被災・避難している児童に対するいじめを防止するため、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

エ 道徳の全体計画に基づき、道徳教育の充実を図るとともに、様々な人間関係を築く活動や体験的活動を通して、思いやりの心や自尊感情、コミュニケーション能力の育成、命の大切さに気付くことができる指導を行う。（道徳教育全体計画・年間指導計画の活用、道徳授業地区公開講座での授業公開）

オ 児童一人一人が自己有用感を高め、達成感をもって学校生活を送ることができるよう、日常の教育活動の改善及び充実に努める。

カ いじめは絶対に許されないという意識を学校全体、学級全体に醸成させ、いじめを生まない学校づくりを進める。そのために、児童がいじめについて主体的に考え、児童会等の自治的・自律的な活動を通して、児童によるいじめの防止等に向けた取組が行われるよう指導・支援を行う。

キ 教職員は、児童の日常的な関わり合いを通して、一人一人の児童と温かな人間関係を築く。

ク 久松しぐさの推進、児童会等による主体的な取組への指導・支援、セーフティ教室等での情報モラル教育の推進等、児童への指導や保護者への啓発を通して、いじめを許さない環境づくりを行う。

## (2) いじめの早期発見

ア アンケート調査や日常の行動観察等を通して児童の実態を把握するとともに、いじめを把握した場合には、速やかに教育委員会に報告する。  
(いじめに関するアンケートの実施、都スクールカウンセラーと5年生による全員面接、区カウンセラーによる定期的な授業観察と個人面談)

イ 担任、スクールカウンセラー、専門教育相談員、心の相談員等との面談や保健室・教育相談室等の相談窓口による実態把握など、児童やその保護者がいじめを訴えやすい体制の整備を進める。

ウ 校務支援システムを活用したいじめに関する記録管理、職員会議や夕会の活用等、教職員全体で情報を共有する取組を進める。(毎日の週番日誌による記録、毎月の生活指導主任への報告・生活指導部会の実施、年2回の生活指導全体会の実施)

## (3) いじめへの早期対応

ア いじめが発見された場合やその通報を受けた場合には、特定の教職員がいじめ問題を抱え込まず、「学校いじめ対策委員会」を中核として、学校全体で組織的かつ速やかに対応する。

イ いじめを受けた児童及びいじめを知らせてきた児童が安心して学校生活を送ることができるよう、組織的に安全確保を図る。

ウ 教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめを行った児童及びその保護者への指導を行う。

エ いじめを見ていた児童が自分の問題として捉え、傍観者とならず、教職員への報告などいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させられるように指導を行う。

オ 保護者への支援・助言及び保護者会の開催などによる保護者との情報共有を行う。

カ 教育委員会から派遣された指導主事やスクールソーシャルワーカー、弁護士等の専門家、関係機関との相談・連携を図るとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われる懸念がある事案については、警察に相談する。

## (4) インターネット上のいじめへの対応

ア SNSをはじめとするインターネット上のいじめを防止し、効果的に対処する

- ことができるよう、セーフティ教室などを活用した情報モラル教育を推進する。
- イ 都による学校非公式サイト歌詞などから認知したインターネット上のいじめに対し、関係機関と連携し迅速な対応を行う。
  - ウ インターネットを通じて発信される情報の特性やインターネットを利用する中での危険性などに関し、保護者に対する啓発活動を行う。

#### **(5) 教員の指導力の向上と組織的な対応**

- ア 校内研修を充実させ、教職員の資質向上を図る。
- イ いじめ問題に適切に対応するために、個々の教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。
- ウ 教職員個人の対応に頼るだけでなく、「学校いじめ対策委員会」を中核として、学校全体で組織的に対応する。

#### **(6) 保護者との連携**

- ア 児童及び保護者を対象とした、いじめの防止等の啓発活動を進める。
- イ 個人面談や学校便り等を通じた家庭との緊密な連携・協力を進める。  
(保護者会、個人面談での情報共有)
- ウ いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関に相談又は通報をするよう保護者に働きかける。(関係諸機関との連携)

### **3 いじめ防止等のための組織及び対応**

- (1) 学校は、法第22条の規定に基づき、いじめ問題に組織的に対応するため「学校いじめ対策委員会」を置く。構成員は校長、副校長、教職員、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者とする。
- (2) 「学校いじめ対策委員会」は、学校におけるいじめの防止等の取組を推進するとともに、第3の重大事態が発生した場合には、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、教育委員会へ報告する。
- (3) 学校は、いじめ問題に組織的に対応するため、必要に応じて「学校サポートチーム」を召集し、定期的なケース会議の開催や構成員による児童、保護者への支援・助言など、いじめ防止等の取組を推進する。

### **4 検証と改善**

学校は、毎年度、学校基本方針に基づく取組状況を学校評価の評価項目に位置付け、学校評価において取組状況を検証する。またその検証結果を踏まえ、いじめの防止等の取組の改善を図る。

## **第3 重大事態への対応**

### **1 重大事態の定義**

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、人身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。  
例えば児童が自殺を企図した場合、身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などである。

- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童が、相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。  
なお、相当な期間については、国の定める「いじめ防止等のための基本的な方針」では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけではなく、児童の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。
- (3) 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、教育委員会と学校が連携しながら適切に対応する。

## 2 重大事態の発生と調査

- (1) 学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は区長に報告する。
- (2) 学校は、法第28条第1項の規定に基づき、「学校いじめ対策委員会」による調査を行い、その調査結果を教育委員会に報告し、教育委員会は区長に報告する。学校は、教育委員会の指導及び支援の下、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対して、その調査に係る重大事態の事実関係その他の必要な情報を適切な方法で提供する。

## 3 調査の趣旨及び調査主体

調査は重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、だれから行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったのか、教職員がどのように対応したか等の事実関係を明確にする。

なお、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分に結果が得られないと判断された場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合には、教育委員会が調査を実施する。

## 4 調査結果の提供及び報告

学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。  
教育委員会は調査結果を区長に報告する。

策定 平成27年4月 1日  
改訂 平成30年4月22日